

## 群馬大学医学部附属病院化学療法センター内規

平成22. 7. 13 制定

改正 平成23. 5. 10 平成26. 4. 1

平成30. 4. 1 平成31. 4. 1

令和 8. 4. 1

### (設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院化学療法センター（以下「化学療法センター」という。）を置く。

### (目 的)

第2条 化学療法センターは、がん薬物療法を中心とした治療、臨床研究及び教育を通じて、広く医学及び医療の向上に貢献することを目的とする。

### (業 務)

第3条 化学療法センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 化学療法の適正かつ安全な運用に関すること。
- (2) 新しいがん薬物療法の研究及び開発に関すること。
- (3) 抗がん薬等の適正使用に関する教育及び啓発に関すること。
- (4) 化学療法センターにおける関係各診療科等との連絡調整に関すること。
- (5) その他化学療法に関すること。

### (職 員)

第4条 化学療法センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) その他必要な職員 若干人
- 2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、化学療法センターを代表し、化学療法センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長から推薦された者のうち、病院長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、化学療法センターの業務を処理する。

### (運営委員会)

第5条 化学療法センターに、化学療法センターの円滑な運営を図るため、化学療法センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、化学療法センターの運営に関する事項を審議する。

### (組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各系の診療科から選出された医師（ただし、放射線系の診療科を除く。） 若干人
- (4) 副薬剤部長（技術職員）
- (5) 化学療法センター担当の看護師長

(6) 医事課から選出された者 1人

(7) その他センター長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第7条 前条第3号、第6号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第13条 この内規に定めるもののほか、化学療法センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(内規の改廃)

第14条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この内規は、平成22年7月13日から施行する。

2 この内規施行後最初に任命される第4条第1項第1号及び第2号の職員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 この内規施行後最初に選出される第6条第3号及び第7号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。